

正会員 各位

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会神奈川支部  
一般社団法人 神奈川県建設機械レンタル協会  
代表理事 金子 真紀子

拝啓 平素は協会活動にご理解、ご協力を戴き誠に有難う御座います。

このたび私たちの協会にとって重大なお知らせが御座います。

去る7月の支部長会議にて、我々の行政指導認可行政庁である内閣府より、本部を通じて支部と任意団体（神奈川の社団県協会）との一本化を年度末である来年三月末中に行い、二団体併記に成らないように早急に解決、一体化するように強く求められました。

当協会が前理事会のもと社団法人法改正に伴い、皆様のご賛同を得て一般社団法人の取得に全力を挙げて獲得した経緯があります。なぜなら、旧神奈川県のリース業協会は社団法人を一般社団法人に移行しなければ定款第33条3解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ主務官庁の承認を得て、国又は地方公共団体に寄付する。よって清算手続となり、事務局（事務所）という財産を行政に寄付しなくてはならないというものであった。更に本部が一般社団法人を取得するにあたり、支部が財産を残したら全部召し上げる、公益目的事業以外に支出出来ない事から協会財産は少ないほうが良いと判断され、その指導が現在も依然として有効であるとの認識のもと、一般社団への移行を行い今日まで運営をしてまいりました。旧リース業協会はこれにより一般社団法人を取得して来年三月の年度末には二年が経過致します。

現在の神奈川県の新定款の第39条には「この法人が精算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律第15条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする」とありますが、本部の一般社団法人移行が完了した現在、支部固有の財産については、本問題は存在せずその額の多寡にかかわらず、これを召し上げることなく、当該支部の財産とする扱いである。このことから任意団体（神奈川の社団）の残余財産はその額の多寡を問わず事務局、現金預金残高をそのまま神奈川の支部に寄付金収入の名目で振替、一括して資金移動がなされることが適当であると共に、神奈川支部が事務局の使用権利を永久に有するものとなる事を本部より確認を得ております。

これを受けて支部と県社団の合併になれば、総会も神奈川県と支部 決算書も二種、行事の内容も経費も神奈川と支部と分けることも無く、会員の皆様には感じなかった経理上の加重事務処理もなくなり解かりやすい決算書を提出することが出来るようになります。

神奈川県の43年に及ぶリース業協会は時代の流れに乗り、一般社団法人神奈川県建設機械レンタル協会へ移行しました。名称のステータスも惜しまれ愛着や郷愁もある事ながら、ここは状況を汲んで戴き、支部と県社団の合併への道にご賛同いただきたくお願い申しあげる次第です。